

令和元年度

第29回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和元年11月11日（月曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の貸借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	使用貸借権の解約通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条許可指令書の返納について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について
議案第1号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第2号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積計画について

出席委員（17名）

2番 山本 宏一
3番 土橋 ひさ
4番 有本 太一
5番 曾根 光彦
6番 坂東 紀好
7番 吉中 雅三
8番 湯川 徳弘
10番 岩橋 章
11番 和田 好夫

12番 藤井 高
13番 廣井 伸多
14番 辻本 傑
15番 吉川 松男
16番 大河内壽一
17番 山本 茂樹
18番 谷河 績
19番 中村 弘

欠席委員（1名）

1番 宇治田清治

出席職員

農業委員会事務局

局 長 東山 雅彦
課 長 奥谷 知彦
副課長 清瀧 篤樹
班 長 中川 拓哉
事務主査 中村 純也
事務副主任 稲垣 良典

13時00分 開会

◆東山局長 それでは、定刻が参りましたので、第29回農業委員会総会を開催いたします。谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第29回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は18名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る10月28日、山本宏一委員、藤井委員、中村委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、宇治田委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、山本宏一委員、土橋委員にお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆中村主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、15件あります。内容はNo. 8、No. 9については、No. 7で共有で相続した農地を分筆し、お互いに持分放棄したもので、その他は相続による所有権の取得です。

また、本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項につい

て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更が1件ありました。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で3件ありました。なお、No. 2及びNo. 3は利用権に関する解約です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 使用貸借権の解約通知について、説明いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

使用貸借権の解約が2件ありました。

No. 1は平成15年6月10日から、No. 2は平成3年5月13日から設定されている使用貸借権を合意解約するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出が1件ありました。

No. 1申請地は、山口地区・・・、山口小学校の・・・に位置します。申請人は、経営面積1,000㎡を有する・・・です。・・・を保管するための・・・を建築する目的から本届出に至りました。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で4件ありました。令和元年10月23日付、30日付で受理通知書を交付しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定に

よる農地転用届出について説明いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で15件ありました。令和元年10月9日付、23日付、30日付で受理通知書を交付しています。

また、No. 2、4、6、7、13は開発許可済です。なお、No. 5は使用貸借権の設定です。No. 6とNo. 7については同一の事業です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第5条許可指令書の返納について、説明いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

本件については、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の許可に係る許可指令書の返納が1件ありました。

平成29年4月20日付で、許可指令書を交付しましたが、当初の・・・を建設する計画をとりやめ、引き続き耕作を行い、農地として活用していくとのこと。なお、議案第3号の農地法第3条許可No. 5と関連です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農用地利用配分計画の認可について、説明いたします。

◆稲垣事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する

る法律第18条第4項の規定に基づき、県知事より許可されたものです。面積は田が13,117㎡です。なお、令和元年10月18日付けで県知事による認可済みです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明します。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請があったもので、2件ございました。相続人から耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、提案いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が1件ございました。

No. 1は約25年前から耕作等を行わなくなり、20年前には山林化している。また、No. 1については、非農地証明の交付条件（4）の土地であって（7）から（9）の条件を満たしていると思われま

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で6件ありました。No. 1については、取得後においても経営面積が30aに達しませんが、隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難な立地にあるため不許可の例外に該当します。その他の許可要件について、調査の結果、その全てを満たしていることを確認しております。

No. 2からNo. 6については、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作を行い、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。なお、No. 5は報告事項農地法第5条許可指令書の返納No. 1と関連しています。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提

案いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配付していますので、併せてご覧ください。

No. 1 申請地は、紀伊地区・・・、誠佑記念病院から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請地南側の土地に新築する・・・の・・・への進入路として、当該申請地を転用しようとするものです。なお、議案第5号農地法第5条許可No. 3と関連しています。

No. 2 申請地は、安原地区・・・、安原小学校の・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であるため、不許可の例外に該当します。付近に・・・が十分ではないことから、・・・として申請地を転用するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配付していますので、併せてご覧ください。

No. 1 申請地は、直川地区・・・、直川

小学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。当該申請地は非常に荒廃しており、・・・を継続することが困難とのことです。付近の土地への影響も少なく、日照時間も長く最適な土地であることから・・・へ転用しようとするものです。

No. 2 申請地は、直川地区・・・、直川小学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。当該申請地は非常に荒廃しており、・・・を継続することが困難とのことです。付近の土地への影響も少なく、日照時間も長く最適な土地であることから・・・へ転用しようとするものです。

No. 3 申請地は、紀伊地区・・・、誠佑記念病院から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は、現在、・・・に居住していますが、・・・の成長と共に手狭になってきたこと、・・・の面倒をみたい等の理由から、・・・に近く、・・・が所有する当該申請地を・・・へ転用しようとするものです。また、開発許可申請中で使用貸借権の設定です。なお、議案第4号農地法第4条許可No. 1と関連しています。

No. 4 申請地は、紀伊地区・・・、県立和歌山盲学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は、・・・を営む法人ですが、和歌山市周辺における公共や民間工事の増加などの影響で、既存の・・・では手狭になっ

てきたため、当該申請地を・・・や・・・を保管するための・・・として転用しようとするものです。

No. 5 申請地は、小倉地区・・・、小倉小学校の・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であるため、不許可の例外に該当します。申請地の隣接地が・・・を営む法人の・・・の置場となっており、当事業用地への進入路が非常に狭いことから、その・・・を目的とした・・・としての転用を申請者が行い、・・・となっております。

No. 6 申請地は、和佐地区・・・、河南総合体育館から・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であるため、不許可の例外に該当します。申請者は、現在、・・・に居住しておりますが、・・・の成長と共に手狭になってきたこと、将来・・・を承継する予定である等の理由から、・・・にも近い当該申請地を・・・として転用しようとするものです。なお、同一の事業に対し、土地所有者ごとに申請書の提出があったため、受付番号が66と67の2つとなっております。

No. 7 申請地は、安原地区・・・、安原小学校から・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であるため、不許可の例外に該当します。申請者は、現在、・・・に居

住しておりますが、・・・から近く、・・・が所有している当該申請地へ新たに・・・を建てるべく転用の申請を行うものです。なお、開発許可申請中で、使用貸借権の設定です。

No. 8 申請地は、東山道地区・・・、東山東小学校から・・・に位置し、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地及び第3種農地に該当しない小集団の農地の区域内にあるため第2種農地に該当します。・・・に近い当該申請地へ・・・を建てるべく転用の申請を行うものです。

◆会長（谷河 績） No. 4につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので中村委員さん報告願います。

◆19番（中村 弘） 当許可申請について10月28日に藤井委員・山本宏一委員・事務局と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。事情聴取の出席者は・・・、・・・、・・・で実施しております。申請地は和歌山市・・・と、同じく・・・で合計・・・㎡、田で主要地方道・・・線を阪和自動車道の東側に沿って・・・m程入った所に位置しています。

転用目的は・・・とのことです。転用実行者は住所和歌山市・・・です。昭和・・・年・・・月・・・日に設立され資本金は・・・円、従業員数は・・・人、年間売上は約・・・円、・・・を主な業種とする法人です。転用に至った理由ですが、近年和歌山市周辺における公共や民間工事の増加等の影響もあり既存施設では手狭になってきており、また多くの各現場における作業、効率の円滑化を図るためにも・・・や・・・等の現場間移動における・・・も必要であるとの結論に至ったとのことです。

転用の計画ですが、約2m程の嵩上げを行い、入口を入れて・・・番の右側に・・・で水路を挟んで・・・番右側に・・・とその奥に・・・、左側に・・・、その奥に・・・、約半分から東に・・・にする計画だそうです。排水についてですが、・・・番と・・・番の間に水路がありその南両端に会所2箇所を設け、また東北端から南西の端まで申請地を取り囲む様に水路があり、・・・番の・・・の中間付近に南側水路の傍らに会所を1箇所合計3箇所を設置し集水して既存水路へ放流する予定をしているそうです。また、水路管理者・・・及び・・・の同意書も提出されております。

隣接農地への影響ですが東南は・・・で両側は・・・で同意を得ており、また北側の畑は一段高くなっており影響がないと思いますが、耕作者さんとトラブルのないよう申し入れました。事業に要する経費については、・・・円とのことで・・・で賄うそうです。完成は許可を貰ってから約・・・年を予定しているそうです。

以上のことから当許可申請について特に目立った問題は見当たらないと思われませんが皆様の慎重なご審議をよろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」
ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆稲垣副主任 番外、説明します。

本件は、農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が14件ございました。貸借権が8件、使用貸借権が6件の設定です。貸借期間は議案書のとおりです。面積は、田が29,252㎡です。また、うち農地中間管理事業による設定が3件あり、面積は田が3,132㎡です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」
ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

続いて、10月10日に開催した農地問題調査研究小委員会について、有本委員長報告願ひします。

◆4番（有本 太一） 去る10月10日の総会終了後に農地法第3条について農地問題小委員会を開催しました。農地法第3条について3点問題提起をし、活発な意見が交わされましたので、これについて報告します。

最初に下限面積についてですが、現在は加太地区のみ10a、その他は30aとなっています。しかし、市街化区域の農家が隣の農地を借りて耕作をする場合に、下限面積の30aが確保できず、正式な手続きがとれないという事も農地相談会で意見をいただいております。一方、市街化調整区域については利用権を利用すれば10a以上の農地を確保できれば貸し借りは可能です。そこで、市街化区域の下限面積を10aに変更できないか検討しました。事務局の説明によりますと、その区域の農家の4

割以上の耕作面積があてはまれば下限面積を下げるができるそうです。市街化区域の約5割が10a未満とのことで条件は満たしているそうです。このことについては全員賛成ではありましたが、ただ一点だけ和歌山市の進めているコンパクトシティとの関連で事務局に都市計画課に農業委員会としての意向を伝える会議を行うべきとの意見がありました。

次に3年耕作の誓約書について検討しました。以前も委員会にて問題となりましたが、誓約期間を3年とする法的な根拠もないのに運用するのは、いかがなものかということです。このことについても活発な議論がかわされましたが、農地法第3条で農地を取得するということは、今後ずっと農地として耕作するという事なので、3年という期間を設定せずに、「今後耕作を行っていきます」といった言葉に変えるべきとなりました。また、3条で取得した農地を転用する場合は、すべて事情聴取を行い、正当な理由が無い場合は、「今後3条申請は許可されない事を警告する」となりました。

最後に農地の相続等の届出で遠方の方が相続した場合に耕作放棄地とならないように何か対策できないかということについて検討しました。前回の総会で意見が出たように、届出を受ける時に誓約書を取るなども考えられますが、実際に届出を行うのは、司法書士や税理士事務所がほとんどで、こういった所に誓約書を求めるのは問題があると思われるので、司法書士や税理士事務所に相続人に対して、農地を適正に管理する事、自ら耕作できない場合は利用権といった制度もあることを周知していただくよ

う、それぞれの団体に依頼してはどうかということになりました。また、耕作放棄地対策についても他の市町村で課税を上げる等の取り組みをしているところもあるので、事務局に事例の調査を依頼しました。以上のようなことでありましたので、この場で報告し、皆様の異議がなければ、関係する機関に周知を行ったうえで、来年4月の新年度より運用を行いたいと思います。

◆会長（谷河 績） この報告内容について、ご了承いただけますか。

「異議なし、との声。」

それでは、ご了承いただいたこととし、来年4月から運用することといたします。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

「なし、との声。」

それでは、ご質問がないようございまして第29回総会を閉会いたします。長時間どうもありがとうございました。

14時00分 閉会